

留萌市都市計画マスタープラン

の構成

都市計画マスター・プランは、次の二つに分かれています。留萌市全域を対象としています。

■全体構想

まち全体の将来都市構造、重点まちづくり方針及び部門別の整備方針を示したものであります。

■地域別の整備方針

まちをいくつかの地域に分けて将来の方向性を示したものであります。

まち全体の将来都市構造、重点まちづくり方針及び部門別の整備方針を示したものであります。

■実現化に向けた取組みの方針

実現化に向けた取組みの方針を示しています。

車をかけています。

これからの中核市街地では、大型店との差別化を図った個性的な店づくりや空きスペースの市民への解放など、中核部の活性化に向けて新たな取り組みを検討していかなければなりません。

また、市民もコミュニケーションの崩壊、高齢社会などの事態を迎えて改めて中心市街地の価値を見直し、その再生を考えなければなりません。

このような状況の中で、都市計画マスター・プランでは、いかにまちの元気を向上させていくことができるかが大切であり、市民が気軽に『まち』に出られる環境づくりを進めることを目標としました。

基本目標

- 息長く活力やにぎわいを維持できるコンパクトなまち
- 市民が身近に、親しみを持って暮らせるまち
- 歴史や記憶、雄大な自然を尊重し、共に生きていくまち

ほこ 誇るまちを目指して

市民と行政とが協働するまちづくり

—留萌市都市計画マスタープラン—

私たちの住むまちが、ゆとりと豊かさを実感できる場として、個性的で快適なまちづくりを進めるため、将来のまちの目標を明らかにします。

都市計画に関する様々な施策を総合的に展開して行くための計画です。

留萌市では、平成11年度から着手し、平成12年度からの3年間は一般公募により、お集まりいただいた市民の方々と意見交換を重ねるとともに、市役所内部や関係行政機関と協議を行い、平成15年3月に策定しました。

都市計画とは？

都市計画法に基づき、3つの柱で構成されています。

■土地利用

用途地域のように、住宅系や商業系、工業系などの用途によって土地利用を制限すること

■都市施設

都市計画に基づいて整備される、道路や公園、下水道などの施設のこと

■市街地開発事業

土地区画整理事業や市街地再開発事業などの都市基盤整備事業のこと

都市計画マスタープランの創設

21世紀を迎えて、高度情報通信の発達や少子・高齢化、景気の低迷などにより、産業構造や社会構造、人々の人生観や価値観の変化が急速に進行しています。これにより、私たちを取り巻く環境は大きく変わっています。

大きなシナリオでまちづくりを進めます

留萌のまちづくりは、次の三つのシナリオを同時に進めることにより、魅力あるまちづくりの実現を目指します。

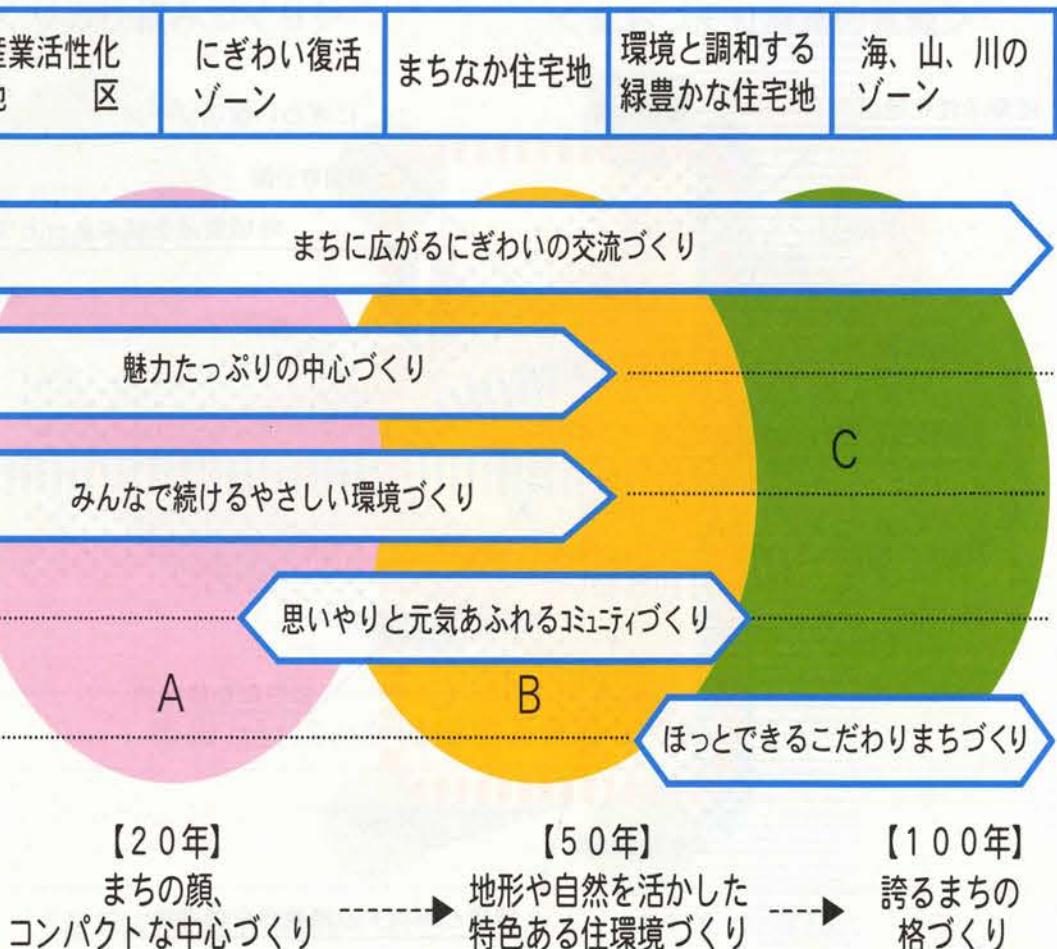
- 『まちの顔となるコンパクトな中心づくり』
- 『地形や自然を活かした特色ある住環境づくり』
- 『誇るまちの格づくり』

元気いっぱいのコンパクトなまちづくりを目指そう

「コンパクトなまち」は、単に市街地が小さくなれば良いということではなく、適切な規模で中身を充実させ、留萌の市街地や港、地形、自然などの特徴を活かしたメリハリのある構成を打ち出していくことです。

コンパクトなまち実現のための重点まちづくり方針

重点まちづくり方針は、「コンパクトなまち」を実現のため、2つの方針を示しています。



国や道との体制づくりの推進

まちづくり施策の実施に当たっては、国や道の施策との調整を図るとともに、国や道と一層の連携強化を図り、留萌のまちづくりの実現化を目指します。

こうした変化やそれに伴う市民の多様な価値観やニーズに適切に応えるため、ゆとりや豊かさを実感できる居住の場として、個性的で快適な都市づくりを進めて行かなければなりません。

そのためには、市民の理解と参加によって、市民にとって望ましい都市像を明らかにする必要があります。

そこで、平成4年の都市計画法の改正により、都市計画マスター・プラン（市町村の都市計画に関する基本的な方針）が創設されました。これにより、都市計画区域（都市計画法による様々な規制を受ける区域。留萌市は昭和9年に設定）を有する市町村は、このマスター・プランを策定しなければならないことになりました。